

災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と有限会社岸興業（以下「乙」という。）とは、災害発生時における災害廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、栃木市内で地震、豪雨等による災害が発生した場合に、甲の要請に応じ、乙が災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処理・処分等（以下「処理等」という。）に協力することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震、豪雨等による災害に伴い発生した廃棄物をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害が発生した場合、次に掲げる業務について、乙に協力を要請することができる。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処理・処分
- (4) 前各号に伴う必要な業務

2 甲は、前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を協力要請書により乙に通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請し、事後、速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 協力の要請内容
- (2) 災害廃棄物の処理等を要請する場所
- (3) その他必要な事項

（情報の提供及び把握）

第4条 甲は、災害時において円滑な協力が得られるように、乙に市内の被災箇所、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、甲から協力要請があったときは、必要な人員、車両、資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（実施報告）

第6条 乙は、協力要請に応じて前条の協力を実施したときは、次に掲げる事項を協力

報告書により甲に報告するものとする。

- (1) 協力の内容
 - (2) 協力要請を受けた場所
 - (3) その他必要な事項
- (事故の報告)

第7条 乙は、協力要請に基づき実施した業務により事故が発生した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(損害補償)

第8条 協力要請に基づき実施した業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害の状態となったときの損害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第9条 協力要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する額は、甲と乙で協議の上決定するものとする。

(連絡責任者)

第10条 協力要請に関する事項の伝達、その他の双方間における連絡を円滑に行うため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、通知するものとする。

(協定書の有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙各自1通を保有するものとする。

令和7年8月4日

甲 栃木市万町9番25号

栃木市

市長

大川秀子

乙 栃木市野中町1381番地11

有限会社岸興業

代表取締役

岸達也